

令和6年度第1回外務省医療職募集案内

1 外務省医療職について

外務省医療職には、外務公務員医療職の「在外公館医務官」（以下「医務官」という）及び「外務本省診療所医師」があります。

「医務官」は、原則として開発途上国にある大使館、総領事館に勤務し、健康管理医として担当地域に勤務する公館の職員とその家族の健康管理に当たります。

「医務官」は、昭和38年にマラリア罹患者が多かった在ナイジェリア大使館に最初に配置されて以来、現在およそ100名の「医務官」が在外公館で活躍しています。

2 主な職務内容

- (1) 所属又は担当する在外公館の長（大使、総領事等）の指揮監督の下で職務を行います。
- (2) 所属公館及び担当公館に勤務する職員及びその家族の保健指導及び必要に応じ診療を行うほか、「職員の保健及び安全保持規定」に基づく産業医（健康管理医）としての職務を行います。また、公館長の指揮の下で在留邦人等の保健相談を行うこともあります。
- (3) 駐在国及び担当国における医療事情調査（医療制度、医療衛生事情、熱帯病等）を行い、随時報告を行います。
- (4) 館員等の緊急移送を行う事態が生じた場合、担当保険会社及び緊急移送会社と緊密な連携を取り適切に対応します。

3 受験資格

- (1) 日本の医師の資格を有すること。
- (2) プライマリーケアに対処し得る10年以上の臨床経験を有すること。
- (3) 外務本省（本邦）並びに在外公館（海外）のどちらでも勤務が可能であること。
在外公館勤務にあつては、アフリカや中近東諸国などを含め、どの地域の在外公館でも勤務出来ること。原則として、採用後は先ず医務官として在外公館に勤務することになります。
- (4) 一定の語学力を有すること（英語日常会話が出来ること）。
- (5) パソコン、インターネットを使いこなせること。特にワード、エクセル、メールソフトが不自由無く操作出来ること。
- (6) 現在勤務中の病院等の上司2名以上の推薦があること（採用内定後に提出頂きます）。

(注) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者及び外国の国籍を有する者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用予定数

若干名

5 採用予定日

原則として試験合格後1年以内

(注) 合格者は、合格者名簿に記載されます。その名簿は1年間有効で、勤務地、時期の調整がつけば順次採用となります。

6 選考の日程

受付期間	令和6年4月19日（金曜日）～令和6年7月18日（木曜日）
第一次選考合格発表日	令和6年7月初旬
第二次選考	令和6年8月21日（水曜日）、22日（木曜日）、23日（金曜日）のいずれか (注) 第一次選考合格者にお知らせします。
最終合格発表日	令和6年9月中

7 選考内容

- ・ 第一次選考：書類審査
- ・ 第二次選考：筆記試験及び面接

8 応募書類

- (1) 外務省医療職採用選考申込書（様式はHPに掲載）
（写真添付のこと。これまでの高校卒業以降の学歴、職歴を1か月単位ですべて記入のこと。さらに、TOEFL、TOEIC、英検その他の語学検定を受けている場合には、試験の受験年月及び結果・点数等を記入のこと。）
- (2) アンケート（様式はHPに掲載）
- (3) 健康調査票（様式はHPに掲載）
- (4) 医師免許（写）
- (5) 卒業（修了）証明書（大学・大学院等。入学・卒業日が記載されているもの）

(6) 戸籍謄本1通(発行日から3か月以内のもの)

9 申込方法

令和6年7月18日(木曜日)まで(18日外務省必着。)に以下の宛先に送付して下さい。

(注)封筒の表に「医療職応募書類在中」と朱書きして下さい。

宛先：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房福利厚生室 医務官班

10 身分、待遇

(1) 外務公務員法の適用を受け、主として海外の開発途上国にある在外公館に勤務します。

(2) 給与及び諸手当は「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づき、各人のこれまでの経歴に則した格付けを行った後に決定され、支給されます。

(3) 国家公務員医療職(一)で定年は65歳です。

(4) 国家公務員の身分となりますので、現在の職は退職して頂きます。

11 問合せ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房福利厚生室 医務官班

電話 03-5501-8000 内線3022

(電話受付可能時間 10時00分~12時00分、14時00分~17時45分)